

第 111 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 2 年 11 月 26 日 (木) 15:00～17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 623 会議室
(W e b 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 木幡 美子 (株)フジテレビジョン総務局 CSR 推進部部長
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授／
教養教育センター長
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
DV 対策の今後の在り方について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 警察庁資料
- 資料 2 法務省資料
- 資料 3 最高裁判所資料
- 資料 4 厚生労働省資料

参考資料 1 コロナ下における DV 対策に関する取組 (内閣府資料)

参考資料 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成 13 年法律第 31 号)

(議事録)

○小西会長 皆さんお揃いの方ですので、ちょっと早いですけれども、ただ今から、第111回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、原委員が御欠席、浦委員、可児委員、種部委員、中村委員がオンラインでの御参加です。なお、可児委員と中村委員は遅れて御出席の予定と伺っております。

本日の議事ですが、「DV対策の今後の在り方」について、今日は関係省庁のヒアリングを行うとともに、委員の皆様からも御意見を伺います。

それでは、事務局から資料確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1が、警察庁から、資料2が、法務省から、資料3が、最高裁判所から、資料4が、厚生労働省から、それぞれ御提出いただいた資料になっております。

参考資料としまして、内閣府から参考資料1のDVに関する取組と参考資料2のDV法の条文を配付させていただいております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西会長 それでは、議事に入ります。

これから「DV対策の今後の在り方」について、警察庁、法務省と最高裁判所、厚生労働省から御説明いただきます。

導入として、まずは直近のDVに関するデータ等に関して、内閣府から御説明いただきます。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、各省ヒアリングの前に、最近のDVの状況につきまして内閣府から御説明をさせていただきます。

参考資料1を御覧いただければと思います。内閣府からは、7月の調査会でも最近のDV対策に関する施策について御説明をさせていただきます。その後の状況ということで、参考資料1-1により、最近のDV相談件数の状況について御説明いたします。

新型コロナウイルス問題に起因する生活不安やストレスから、DVの増加や深刻化が問題になっております。全国の配偶者暴力相談支援センター、それから、本年4月20日から開始いたしました新たな窓口であります、DV相談プラスに寄せられました相談件数を合わせますと、本年5月と6月で、それぞれ前年同月比で約1.6倍に増加しております。このところは、毎月1万6000件から1万7000件程度で推移している状況でございます。

2枚目でございますけれども、このように相談件数が多くなってきている状況の中での対応について御説明をさせていただきます。1つ目が「DV相談ナビ」の短縮番号化でございます。これは全国共通の電話番号に掛けますと、最寄りの相談窓口であります配偶者暴力相談支援センターにつながるというもので、これまでの電話番号は10桁の番号でございましたが、幅広い方に覚えていただけるようにということで、本年10月から「#8008」という短縮番号を導入しております。「はれれば」と覚えていただけるように周知を行っているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2つ目がDV相談プラスでございます。これは7月の御説

明の際にも資料として配付させていただいておりましたが、24時間の電話相談対応に加えまして、加害者である配偶者が家にいるなどの電話をしにくい状況の方でも相談できるよう、メール相談、チャット相談に対応しているものでございます。また、チャット相談では英語、中国語、韓国語など10言語の外国語でも相談でき、多様なニーズに対応できる相談体制となっております。

4 ページ目ですけれども、川栄李奈さんのポスターなど政府広報も使いながら、児童虐待の取組とも連携してDV相談ナビ「#8008」とDV相談プラスの周知に取り組んでいるところでございます。

1 枚おめくりいただきまして、参考資料1-2としまして、11月19日に取りまとめられました「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の「緊急提言」をお配りしております。この中でも新型コロナウイルス感染症の拡大によるDVや性暴力の増加、深刻化を受けまして、2枚目の一番上でございますけれども、DV、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすことという提言がなされております。

この提言につきましては、先週の11月21日（土）に、官邸で開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部会合において橋本大臣からも報告がなされ、関係閣僚に対し、大変な思いをされている女性を誰一人取り残さないよう御対応をよろしくお願ひしますと依頼がなされているところでございます。

参考資料1-3が、この緊急提言に関する参考データでございます。6 ページ目が先ほど御説明したDVの関係の資料、7 ページ目が性犯罪・性暴力の関係の資料となっております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ここからヒアリングに移りたいと思います。

警察庁、法務省、厚生労働省の順に3省庁から説明いただいた後、まとめて質疑応答に移りたいと思います。

DV防止法については、ストーカー規制法を参考にしていますので、警察庁からはストーカー規制法との比較の観点を含めてお話しいただくことになっております。

それでは、警察庁、お願いいたします。

○鈴木室長 警察庁から、生活安全局犯罪抑止対策室長の鈴木と申します。

本日はこのような貴重な機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

本日、私の方には3つお尋ねをいただいております。1つ目は、警察におけるDV事案に関する相談件数の状況はどうかというお尋ね。2つ目につきましては、DV防止法との比較の観点からストーカー規制法における禁止命令等についてどうか、特に直近の改正が28年にごございましたから、それとの関係でどうかというお尋ねをいただきました。

3つ目といたしましては、ストーカー規制法におきましては、裁判所ではなくて警察が禁止命令を発令できるということなのですけれども、それに関する立法の経緯や、また運用

面の課題はあるかというお尋ねをいただいたかと思えます。以下、順次、資料に沿ってお話し申し上げたいと思えます。

なお、資料につきましては、御参考に資すればと思ひまして厚めに御用意差し上げています。今回、時間の都合もございますので、御説明を一部割愛させていただきますが、その趣旨でお受け取りいただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、1つ目、警察におけるDV事案に関する相談件数についての推移でございます。まず資料1-1を御覧いただきたいと思うのですが、前半の部分はストーカー事案に関する統計を御参考までにお入れいたしました。これは、これから御説明するDVの事案との比較で御覧いただければと思ひます。

資料1-1ですが、少し飛ばしていただきまして、5ページ目から御報告いたします。ここからがDV関係の統計になります。まず、これは配偶者からの暴力事案等の相談件数でございます。御覧のとおり継続して増加をしているというのが特徴でございます。令和元年は8万2207件ということで、前年比で4,725件、パーセントにいたしまして6.1%の増加となっております。これは御案内のとおり、DV防止法が施行されてから最多となっております。

次に6ページを開いていただければと思ひます。内訳で、配偶者からの暴力事案で被害者の性別、加害者の関係はどうなのかというのをまとめさせていただきました。まず、このグラフのとおりなのですけれども、被害者につきましては約8割が女性となっております。ただ、平成27年には被害者の9割が女性でありましたので、男性の割合が近年増加傾向にあるとうかがわれるかと思ひます。また、被害者と加害者の関係につきましては、グラフのとおり75%、4分の3が元婚姻関係を含む婚姻関係となっております。

次に8ページを御覧いただきたいと思ひます。検挙件数でございます。検挙件数につきましては、令和元年は、刑法犯とその他の特別法犯の検挙件数、これが9,090件ということで、前年比で見ますと73件、パーセントですと0.8%の増加ということで、こちらも相談件数に付随して、ということが言えるのかもしれませんが、法の施行後最多となっているところでございます。

相談件数や検挙件数がなぜ増加したのかというのは、警察の観点だけでは判断し難いところはあるのですが、警察といたしましては、この種の事案の社会的関心が非常に高まっている、また、こういったルールがあることが国民によく周知されているということもあって、被害者等の方々から積極的な相談や届出がなされていると考えています。また、都道府県警察におきまして、そういった社会情勢を受けまして、積極的にこれらの事案についての対応に努めている状況が背景にあるものと考えているところでございます。

以上が1つ目でございます。

次に、2つ目でございます。DV防止法との比較の観点でストーカー規制法における禁止命令等の状況、特に直近の改正を踏まえてどうなのですかというお尋ねをいただいたかと思ひます。

まず、御説明を差し上げる前に資料1-2を御覧いただきたいと思ひます。ストーカー

規制法の概要になります。釈迦に説法で恐縮でございますが、同法の制定以前においては、いわゆるストーカー行為というものにつきましては、その行為自体が既存の法令で必ずしも処罰の対象となっているものではありませんでした。しかし、特定の者に対して繰り返しその種のもが行われる、行為が行われることによって、相手方に非常に不安を覚えさせる。さらにはその行為がエスカレートしていく。そして、最後には凶悪犯罪にまで発展していきまして、被害者の身体、生命、自由、それから、名誉といったものに危害が与えられるおそれが広くある行為だと考えられるようになりました。そこで、こういった行為は広く国民の生活の安全と平穩を害するものだと評価できるとなってきました。

そこで、ストーカー規制法におきましては、法の目的に記載されておりますが、ストーカー行為等について必要な規制を行い、そして、相手方への援助措置等を加えることによりまして、個人の身体、自由、名誉に対する危害防止を図ることを目的として制定されたものでございます。

ストーカー行為という定義につきましては、法律に規定されたいわゆるつきまとい等の反復を行うことと定義されておりまして、この資料の1-2の②を御覧いただきますと、つきまとい等やストーカー行為を行った者に対する警察の措置といたしまして用意されているものが主に2つ、1つ目は行為者がさらに反復してつきまとい行為をするおそれがある場合には警告や禁止命令等を行うことができるということでございます。なお、禁止命令等を行う場合には、原則として聴聞の手続を経ることが必要となっております。

具体的なストーカー事案における警察の対応の流れにつきましては、今日は御質問の趣旨とは離れますので割愛させていただきますが、もし御関心がございましたら、次ページの1-3を御覧いただきたいと思っております。警察は被害者から相談をいただきますと、それぞれこのような方法で、被害者の安全を第一として対応しているところでございます。

それでは、お尋ねの2つ目に対する御説明になるところでございますが、資料1-4を御覧いただきたいと思っております。直近28年に法改正がされています。その運用状況につきましての御報告です。まず、ストーカー規制法につきましては、御案内のとおり平成12年に議員立法で成立いたしました。その後、25年、28年にも改正がなされている状況でございます。

禁止命令等に関しましては、平成28年の改正で大きく4つの見直しがなされています。具体的には資料にも書いてありますが、警告前置の廃止です。これは、かつては警告をしてからでなければ禁止命令等をおかけることができませんでしたが、改正後、警告をせずとも禁止命令等ができるようになった、ということです。2つ目は、緊急時の禁止命令等がかけられるということです。聴聞を事前にかけることが原則でありましたが、必ずしもそうでなくてもよくなりました。3つ目につきましては、かつては、禁止命令等の有効期間が制定時は定められていなかったのですが、そこは定めた方が良からうということで1年間とし、延長可ということで設けられました。そして、最後は罰則の強化ということでございます。

順次御説明いたします。まず1つ目、警告前置の撤廃でございます。これにつきまして

は、改正前においては被害者の意思を尊重し、被害者と加害者との機微な人間関係を踏まえつつ、規制の対象になっている行為の内容等を考慮して、まずは行政指導である警告を行って、行為者、加害者の自省を促すという趣旨でありました。それにも関わらず警告に従わずつきまといをさらに継続する者は、そこで初めて罰則により担保された禁止命令等を行うこととすべきだとされていたものでございます。しかしながら、その後ストーカー事案を見てみますと、事案が急展開したり、急に凶悪化、エスカレートして、重大事案に発展するおそれがある事案も幾つか見られたところでございます。そこで、被害者への危害を防止するために迅速かつ効果的に禁止命令等を発する必要があるのではないかと議論されたところでございます。そこで、警告がなければ禁止命令等が今までできなかったのですけれども、警告がなくても禁止命令等ができるように改正されました。それが1つ目でございます。

2つ目は、緊急禁止命令の新設でございます。これにつきましては、改正前は、禁止命令等を発しようとする場合には聴聞を行わなければならないとされていたものでございます。聴聞を行うに際しましては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置きまして、行為者に対し書面で通知しなければならないということで、発出まで一定の期間を要しました。しかしながら、被害者の身体の安全等が害されることを防止するために緊急に必要性がある場合もございます。そういった状況についてまで常に聴聞手続を踏まなければならないということになりますと、迅速な対応ができない場合が出てくるという懸念があります。そこで、そういった緊急事態にも対処ができるように、事前の聴聞を行うことなく、事後に意見の聴取を行うことで禁止命令等がかかることができる制度となったというものでございます。

3つ目の改正点につきましては、有効期間の新設でございます。これにつきましては、改正前は特に禁止命令等の有効期間は定められておりませんでした。しかし、こういった状況は相手方からすると、法的に不安定な状況に置くということとは否めません。さらには命令に違反した場合には罰則の適用がございます。そのため、その命令の終期がいつなのかということをはっきりとすることが、構成要件の明確性という観点で大事なのではないかと議論になった次第でございます。そこで、1年間の効力ということで期間を設けたものでございます。なお、この1年の効力というのは延長することもできます。なお、この1年という期間に区切りましたのは、過去の事例を見てみますと、再発する場合、概ね1年以内であるところを立法事実といたしまして、このようになったものでございます。

最後に4つ目の罰則強化でございますが、改正の前はストーカー行為罪そのものについては6か月以下の懲役又は50万以下の罰金、禁止命令等に違反した場合には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっておりました。ただ、これがその当時の罰則では行為者に対する威嚇力、感銘力が弱いのではないかと指摘がなされ、現行のとおり、ストーカー行為罪については1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げ、さらに禁止命令等違反につきましては2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に引き上げられている状況でございます。

このような4つの主な改正がなされた後、現在、その後のフォローアップはどのようなかという表がこの1-4でございます。2を御覧いただきたいと思うのですが、ポイントといたしましては、迅速性を重んじて警告前置のない禁止命令等の件数が増えている状況にあることです。例えば、令和元年には、禁止命令等の実施件数の約9割となっています。また、先ほど御説明申し上げました緊急時の禁止命令等の発出件数も年々増加しているところがございます。いずれにしましても、警察といたしましては、事案の危険性を見極めつつ、迅速かつ適切な運用がなされるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

最後のお尋ねでありました3つ目、ストーカー規制法につきまして、裁判所ではなく警察が禁止命令等を発令できることについてでございます。現状につきましては、禁止命令等はストーカー規制法につきましては都道府県の公安委員会が行います。委任されていますので事実上は県警本部長が行っている状況でございますが、いずれにいたしましても警察で行っている状況には変わりございません。これらにつきましては、ストーカー規制法につきましては被害者と行為者の関係、行為の内容、程度、そういったものが様々であるということから、ストーカー事案の迅速な対応という観点からは、事案に応じて柔軟に、しかも迅速に対応することが大切と考えております。そのため、現行のストーカー規制法は、警察を主体として警告、禁止命令、検挙措置、この3つの選択肢をそれぞれの事案に応じて効果的に選択することが必要だという考えに基づくものと承知しております。

現在の運用の状況でございますが、警察としましては、まずは被害者の保護を最優先とし、被害者の安全を一番に守ることを最大の眼目に置きまして、危険性と切迫性のある事案の見極めを十分行っているところでございます。そういった危険がある、切迫性があるというものにつきましては、ためらうことなく積極的に検挙措置を取っております。また、事案に応じて警告や禁止命令等を組み合わせることによりまして適切な運用に努めているところでございますし、引き続き警察庁といたしましても各都道府県警察に対してそのような指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、3点御報告をいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、各論に移りますが、まずは保護命令制度に関して法務省からお願いするのですが、けれども、同時に最高裁判所から一部御説明をいただく予定でおります。どうぞよろしく願いします。

○福田参事官 法務省民事局の参事官をしております、福田と申します。今日はよろしく願いいたします。

まず、私から保護命令制度の概略を説明させていただきまして、その後、その保護命令事件の処理状況について最高裁判所からの説明、これを挟んだ後に、再び私から保護命令制度について色々と御指摘をいただいている論点、課題等について説明させていただき、このような流れで説明をさせていただきたいと思っております。

法務省からは資料2として「DV防止法の保護命令制度について」と題するレジュメを準備させていただきましたので、適宜こちらを参照していただきながらお聞きいただければと思います。

まず、保護命令制度の概要についての説明ということになりますが、これは資料2の1ページの「1 保護命令制度の概要」部分を御覧ください。保護命令制度は御承知のとおり、平成13年に議員立法によって制定されました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法におきまして、相談や一時保護、自立支援等々の広範な行政上の施策の一步先のものとして創設された、そういう制度でございます。

これは地方裁判所で行う民事裁判の一つとして位置付けられておりますので、民事裁判の基本法を所管する我々法務省民事局から、関係省庁の一つとして今日は御説明差し上げるという次第でございます。

保護命令とは、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防ぐために、裁判所が被害者の申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を行った配偶者に対し、一定期間、被害者又は被害者の子や親族等へのつきまといの禁止、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じる裁判でございます。資料にありますとおり、五つの種類がございます。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、被害者と生活の本拠としている住居からの退去命令と、この5種類でございます。命令が発せられた被害者には警察の特別なサポートが与えられ、命令に違反した加害者には刑罰が科せられる、こういう点において大きな特殊性があるものと承知しております。

保護命令が発令されるための要件、これは四つを満たす必要がございますので、簡単に御説明いたします。まず一つ目としましては、申立人がDV防止法第10条第1項所定の被害者に当たることが必要です。ここでいう被害者とは、基本的には配偶者や元配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者ということになります。二つ目として、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこととの要件が必要でございます。これは将来の予測のような形での規律になっておりますけれども、過去の経緯、これまでの暴力の態様等が非常に大きな判断要素となっておりまして、三つ目としては、被害者本人による申立てが必要ということになります。親族等がこの被害者に代わって申し立てることは認められておりません。最後に四つ目としましては、配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談したり援助や保護を求めたりした事実があるということが必要です。このような事実がない場合には、DV防止法所定の事項について、被害者が供述調書というものを作成し、公証人に認証を受けたものを保護命令の申立書に添付するという必要がございます。

続いて、保護命令制度の手続の流れについて少し御説明いたします。資料2の4ページ目に別添として保護命令手続の流れをフローチャートにしたものを付けさせていただきましたので、こちらを参照してください。配偶者からの身体に対する暴力又は生命に対する脅迫があると、地方裁判所への保護命令の申立てをすることになります。申立てに当

たりましては、一定の客観的な資料が必要とされておりますが、これは先ほど説明いたしました支援センター又は警察へ相談に行き、その際の記録が一定の客観的な資料となって裁判所に提出されるという流れになっております。従いまして、このフローチャートの左側の矢印の流れ、支援センター又は警察への相談等を経て申立てがされ、裁判所の求めに応じて支援センター等から書面が出てくるということになります。このような流れで審理に進んでいくというのがほぼ大半の事例でございます。それとは別に支援センターや警察等へ相談に行かない場合には、先ほど申し上げた公証人の前で宣誓した上で申立人に供述書を作成していただく、これを添付した上で申立てをする、という流れになります。繰り返しになりますが、大半の事件はこの左側の矢印の流れをたどっているものと承知しております。

地方裁判所に保護命令の申立てがありますと、原則として相手方が立ち会うことができる審尋等の期日が指定されます。ただし、例外的に審尋等を省略できるケースがあります。これは、後ほど御説明をいたします。申立てに理由があると裁判所が判断すれば、保護命令が発令され、相手方に対し、保護命令の送達又は言渡しがされます。

このように一定の客観的な資料を提出して裁判所に出向いて審尋を行うということで、申立人に一定の負担があることは否定できないと思います。

また、誤った保護命令が発令されないように、相手方に対する手続保障として弁解の機会、立ち会って審尋をする機会が設けられています。裁判所による判断に不服がある場合には、このフローチャートには記載しておりませんが、高等裁判所に対して即時抗告ができるという規律が設けられています。

ここまでが保護命令制度の概要になります。

ここで一旦最高裁判所にマイクを渡しまして、保護命令事件の処理状況について御説明いただきたいと思っております。

○渡邊課長 最高裁判所民事局で第二課長をしております、渡邊でございます。よろしくお願いたします。

最高裁判所からは、保護命令事件の処理状況につきまして説明させていただきます。

お手元の資料3、表題が「配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等について」というものを御覧ください。こちらは最近10年、具体的に申し上げますと平成22年から令和元年までの保護命令事件の処理状況について取りまとめた表となっております。

まず、終局件数について御説明をいたします。「1 事件数」を御覧ください。これは各年で終局した事件数となっております。終局件数につきましては、平成22年以降減少傾向にございまして、平成27年までは終局件数が3,000件前後となっていたものの、その後減少し、令和元年では1,998件となっております。

続きまして、終局件数のうち認容され、保護命令の発令に至った件数につきまして御説明をいたします。認容件数につきましては、平成27年までは2,500件前後であったものの、その後減少し、令和元年では1,591件となっております。このように、終局件数、認容件数はいずれも減少しておりますが、それぞれの件数から計算いたしますと、終局事件のう

ち約8割の事件につきましては、保護命令の発令に至っております。このような傾向は法律施行時からほぼ変わっていないところでございます。近時、保護命令の発令件数が減少傾向にある旨を申し上げましたが、保護命令の発令の割合に変化は見られないことからいたしますと、保護命令の発令件数が減少傾向にあるのは、新受件数が減少していることによるものと思われまます。裁判所といたしましては、申立てを受けて審理を行う立場にありますので、申立てをされなかった方がどのような事情から申立てをされていないかということについては把握できないということになってございます。

続きまして、保護命令が認容された事件の平均審理期間について御説明いたします。下の「2 平均審理期間」を御覧ください。平均審理期間というのは、保護命令の申立てから発令までの間にどれだけの期間が掛かったかということを表す数値となっております。平成22年から令和元年までの間で認容された保護命令事件の平均審理期間は、12.7日となっております。

なお、平均審理期間との関係で、若干保護命令事件の審理の一般的な流れについて御説明させていただきたいと思ひます。先ほどの法務省資料の別添の部分と少し重複する部分もございませすが、裁判所目線御説明いたしますと、まず、裁判所において保護命令の申立てを受理いたしますと、多くはその当日、場合によっては翌日に裁判官が申立人との面接を行うことになっております。そして、相手方に対する審尋期日を指定し、相手方のみを呼び出します。申立人はこの期日には出頭しないことになってございませす。相手方に対する審尋期日は申立て後1週間程度であることが一般的かと思ひます。相手方が審尋期日に出頭いたしますと、裁判官は相手方の言い分を聴取いたしますが、その結果、保護命令発令の要件を満たすと判断された場合には速やかに決定書を作成し、相手方にその期日に面前で言い渡すか、あるいは決定書を速やかに送達するか、いずれかの方法により決定を告知することになっております。従いまして、今申し上げましたとおり、一般的な流れで審理が行われた場合には、概ね1週間から10日程度で裁判所の判断がなされるということになっております。

以上、簡単に事件処理状況について御説明いたしましたが、裁判所といたしましても、今後も引き続き法の趣旨に基づき適正・迅速に保護命令事件を処理していくよう配慮していくことを考えておりますので、よろしく御願ひいたします。

私からは、以上でございませす。

○福田参事官 再び法務省民事局でございませす。

次に、私からは平成25年のDV防止法改正による保護命令の対象の拡大について御説明いたします。

資料2の1ページの2の部分御覧ください。DV防止法につきましては、平成13年に制定された後、平成16年、平成19年、それから直近の改正として平成25年に改正がされております。平成25年ではこの資料にありますとおり、生活の本拠を共にする交際相手へ保護命令の対象が拡大されました。これは、もう御説明するまでもございませせんけれども、この当時、いわゆるデートDVというものが非常に社会問題化されておりました、色々と痛ま

しい事件も生じている中で、こういった改正が行われたものと承知しております。

ここでのポイントは、一つ目の○に書きましたように、広く「交際」相手からの暴力というものを保護命令の対象とはせず、「生活の本拠を共にする交際」という概念を設けた上、（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）として、こういった関係にある相手方からの暴力というものに限定して対象を拡大しているということになります。その趣旨は、こういった関係にある相手方からの暴力については、配偶者間における暴力と同様「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった特質を認めることができると考えられたものと承知しております。つまり、裏から言いますと、単なる社会生活上の交際関係、知人関係といったものは含まないという趣旨であると御理解いただければと思います。配偶者の場合は元配偶者からの暴力も対象になってまいりますので、それと同じように、元交際相手からの引き続きの暴力という場合も保護命令の発令が可能という立て付けになってございます。これが平成25年の改正ということになります。

続きまして、「3 保護命令制度について指摘されている論点について」ということで御説明をさせていただきます。この点、大きく（1）の緊急保護命令制度の創設という論点と、2ページ、（2）に保護命令の発令期間の延長、申立制度の変更について記載させていただいております。

まず、一つ目、緊急保護命令制度の創設についてですけれども、これは、改正意見としましては、2ページの冒頭、緊急保護命令、つまり、裁判所や警察等が、暴力の差し迫った危険がある場合に、相手方を審尋することなく迅速に、期間を短期に限った保護命令を発令するもの、この他にも仮の保護命令という形での指摘もあるようではありますが、こういったものを創設すべきであるという意見が出されているところでございます。

この点につきましては、イのところで書かせていただきましたとおり、平成19年改正時にも大分議論がされたようでございますが、こちらに書かせてもらっているような理由で見送られた経緯があるということをお説明いたします。

まず、先ほど申し上げました保護命令の手続の流れの中で、相手方の審尋というものが基本的にはされているということになりますが、この点につきまして、DV防止法の第14条第1項ただし書の規定によりますと、この期日を経ることにより、保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないと、このような例外規定が設けられております。つまり、この現行保護命令制度でも審尋をせずに発令することが一応は可能で、緊急な発令は可能という制度枠組みがそもそも設けられているということになります。具体的には把握しておりませんが、年間何件かはこのような例もあると聞き及んでおります。

さらに、緊急の発令が必要と思われる場合につきましては、もちろん裁判所による迅速な審理というものも大事ではありますが、一時保護施設を活用することで対処が可能な事案というものもあるのではないかと、このような指摘がされているところでございます。ですから、こういったところの現状をよく分析した上で、今後の議論はしていく必

要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、保護命令の発令期間の延長等について御説明いたします。まず、現状どうなっているかと申しますと、接近禁止命令、電話等禁止命令につきましては、命令の効力については6か月間となっております。退去命令につきましては、命令の効力が生じた日から2か月間ということになっております。これら全ての命令について、再度の申立てが可能となっております。

これを踏まえた改正意見としましては、接近禁止命令、退去命令ともに、発令期間、有効期間を長くするべきであるという意見や、再度の申立てではなくて、発令期間の延長というような形で仕組むべきではないかという意見があるところでございます。さらに、退去命令につきましては、被害者の側が従前の居住を続けて加害者を退去させるという目的の退去命令制度というものを創設すべきという御意見も見られているところでございます。

これらの意見につきましての議論の整理ですけれども、2ページの一番下から3ページにかけて記載をさせていただいております。まず接近禁止命令についての改正意見につきましては、これは平成16年の改正時にも議論がされているというところでございますが、これは、6か月というものが定まった経緯としましては、申立ての理由となった状況が静まるまでの期間としてはこのぐらいが少なくとも必要であろうと。それを拡大する場合には、その拡大すべき事情があるかどうかというものをよく検討すべきということで、再度の申立ての手續を改善するというところで手当てがされているということになっております。

退去命令に関しましては、DV防止法が制定された平成13年当時は2週間という形にされており、さらに再度の申立ても認められていなかったところではございますが、これも平成16年の改正の中で2か月程度は必要であろうと判断されて、そのような延長がされました。さらに、具体的なケースによっては2か月でもまだ足りないということもあるだろうということで、再度の退去命令の是非ということ判断するような手續というものが制度として構築されました。

いずれにしましても、この保護命令制度というのは、確かにこの被害者の救済というのは非常に重要な視点ではあるかと思いますが、かたや相手方の権利を大きく制約し、最初に申し上げたように命令に違反した場合には刑罰の制裁というものが科されるものですので、発令期間や申立制度というものは、被害者保護の観点のみならず、相手方の権利制約の観点も十分に考慮した検討が必要ではないかと考えているところでございます。

法務省からの説明は以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、DVに関連する制度として、婦人保護制度や昨今、注目が集まっております児童虐待対応とDV対応に関する取組について、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○上井室長 厚生労働省子ども家庭局母子家庭等自立支援室長の上井と申します。よろしくをお願いいたします。

私からは資料4の前半部分「婦人保護事業の概要」ということで御説明申し上げます。

資料4-1を御覧ください。1ページ目、婦人保護事業の概要でございます。全国の福

社事務所等にいらっしゃる婦人相談員ですけれども、こちらが現在1,512名いらっしゃいます。

婦人相談所ですけれども、こちらにつきましては各都道府県に1か所ずつございます。徳島県のみ3か所ございますので、合計で49か所あります。この婦人相談所につきましては、全都道府県に1か所一時保護所が附置されておりました、保護期間は概ね2週間程度となっておりますけれども、短期間の保護が行われることになっております。

その右側が婦人保護施設で、現在39都道府県47か所ありまして、中長期の支援、概ね1か月以上ですけれども、そういったものに対応する機関となっております。

さらに、一時保護所の一時保護ではなくて民間シェルター等に一時保護委託をすることがございますので、民間シェルターをその下に少し濃いピンク色で保護の期間は概ね2週間程度ということで記載しております。

薄い緑色の部分につきましては、こちらは児童福祉施設ではありますけれども、母子と一緒に入れる施設ということで、母子生活支援施設がございます。こちらにつきましては婦人保護事業とはまた違いまして、福祉事務所単位で基本的には入所の決定をいたします。

2ページは、婦人相談所における現在の一時保護の理由を挙げております。こちらにつきましては、平成30年度で合計で4,052人を一時保護しておりますけれども、「夫等」もしくは「子・親・親族」、「交際相手等」、3つの暴力が大層を占めておりました、この3つを合わせますと全体の83.7%が暴力被害を理由として一時保護されているといったデータとなっております。

3ページは、今の一時保護の理由を年齢別に切り分けております。18歳未満、18歳から20歳未満、20歳から40歳未満、40歳以上としておりますけれども、一番のボリュームゾーンは20歳以上40歳未満となっております。こちらが2,200人です。こちらにつきましては「夫等からの暴力」で入所する者が74.6%になっておりました、続いて「住居問題・帰住先なし」といった問題があり、この場合は9.0%で、その次に多いことになっております。

4ページを御覧ください。こちらは一時保護者数の推移でございます。平成14年から直近まで並んでおりますけれども、平成16年から平成26年頃までは大体横ばいで来ていたのですけれども、27年以降につきましては、減少しております。

この一時保護の減少に関係し、5ページには、平成29年に行いました調査研究事業の結果を載せております。一時保護に至らなかったケースについて調べますと、一番多かったのは本人の同意が得られなかったという回答が多数になっておりました。例えば、若年女性の場合ですと9割は同意が得られなかった、同伴児のいる女性の場合もやはり9割がそのような結果だったということでした。同意が得られなかったケースについてどのようなケースが多いかということですが、このグラフのとおり、一番が「仕事や学校を休みたくない」といった理由になっております。その次は「携帯電話やスマホが使えない」、また「外出が自由にできない」、それと真ん中にありますけれども「同伴児が転校または休校しなくてはいけない」、こういった理由があって一時保護の同意が得られなかったことになっております。

このような問題も関連しまして、6ページ以降は現在行われております婦人保護事業の見直しのあり方検討会の話でございます。「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を厚生労働省の中に設置いたしまして、9回ほど開催しまして、昨年10月には中間まとめをまとめております。

その中間まとめの概要が7ページでございますけれども、婦人保護事業は御承知のとおり売春防止法を根拠とした制度ですが、今、様々な女性が抱える困難な問題が頻発しておりますので、そのような中で売春防止法を根拠とした従来の枠組みは限界ではないかといったことを中心に検討しております。

新たな制度の下で提供される支援の在り方の中では、例えば、若年女性への対応であったり、専門的な支援の包括的な提供が必要ではないかといったことや、現在の婦人保護施設は入所措置だけですけれども、施設入所だけではなくて通所、アウトリーチ、伴走型支援などが必要ではないか、あとは同伴児童についてきちんと位置付けを明確化すること等、そういった様々な課題について議論を進めております。

最後になりますけれども、8ページ以降は、検討会の議論を踏まえて昨年6月に一度取りまとめをいたしました見直し方針でございます。10項目ほどに分かれておりますけれども、この中で先ほどに関連して9ページの4番ですが、携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直しといったことで、一律に禁止するというのではなくて、安全性も考慮した新たな運用方法を検討して取扱いを見直すべきではないか、そういった提言がなされておりますので、こちらにつきましては厚生労働省において調査研究事業を行いまして、ガイドラインや基本的な対応方針を発刊する準備を進めております。

簡単ですけれども、婦人保護事業については以上でございます。

○山口室長 続きまして、児童虐待防止とDV対策の連携についてです。虐待防止対策推進室長の山口と申します。よろしく申し上げます。

資料をめくっていただきまして、4-2という資料がございますので、まずこれを御覧いただきたいと思っております。「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」というタイトルの資料でございます。これは、昨年6月に児童福祉法等の改正がございまして、その中で児童相談所はDV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するように努めるという規定が法律上盛り込まれたところです。これを踏まえまして、厚生労働省では令和元年に調査研究事業としてDV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究を行っております。

具体的には、まず、左側でございますけれども、連携を判断するためのアセスメントツールということで、児童相談所が取り扱う事例、児童虐待事案を始めとした事例では、保護者へのDVが絡んでいるケースが多いということを念頭に、アセスメントするためのチェックリストを作りまして、これによってDVとの絡みについて判断をすることになるのですが、そのツールを作成しております。

右側ですけれども、連携におけるガイドラインということで、要保護児童対策地域協議会と言っていますが、これは、市町村単位で設置をされる支援が必要な子供や御家庭を守

るネットワーク、情報共有の仕組みでございますけれども、こうしたところで児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携をして進めていけるようなガイドラインというものを作成しております。これは、まだ作ったばかりですので、今は周知している段階でございます。

1 ページめくっていただきまして、資料4-3になりますけれども、虐待による死亡事例の検証結果、第16次報告でございます。これは、毎年度子供虐待による死亡事例について専門委員会を開催して検証しているものでございまして、直近のものでございます。

検証対象として、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子供虐待による死亡事例（64例・73人）を対象としております。ここにございますとおり、第16次報告では、人数で見ますと「心中以外の虐待死」が54人、「心中による虐待死（未遂を含む）」が19人で、合計73人の命が失われたということでございます。

一番下に「死亡事例及び人数」ということで、第1次から第15次まで並べたものがございしますが、合計のところをざっと見ていただきますと、最近はやばい傾向ということでございます。

2 ページになりますが、死亡事例（64例・73人）を分析したものです。（1）は心中以外の虐待死について分析をしたものですが、主なものだけ御紹介しますと、死亡した子供の年齢を見ますと「0歳」が最も多く40%、下に括弧で書いてありますが、0歳のうち月齢0か月児が31.8%ということで、亡くなる場合は0歳のケースが多いということでございます。

虐待の類型で言いますと「ネグレクト」が46.3%、「身体的虐待」が42.6%ということです。下に若干*で小さく書いてありますが、第16次報告で初めて主な虐待の類型としてネグレクトが身体的虐待の人数・割合を上回ったということでございます。

1つ飛びまして、主たる加害者については「実母」が多くて46.3%、なお「実父」については16.7%となっております。

3 ページは、心中による虐待死の分析、それから、重症事例の分析ということでございますので、後でお読みいただければと思います。

4 ページについては、全体の統計の分析と加えて個別の事例の分析も行っておりますが、これも時間の関係で省略をいたします。

5 ページを見ていただきたいと思います。この検証委員会では、毎年度特集を組んでテーマを決めて分析をしておりますが、16次報告につきましては、特集のテーマが「実母がDVを受けている」事例について分析をしたということでございますので、これを紹介させていただきます。

上の囲みにありますとおり、近年の虐待死事例においてDVの課題を指摘されている事例があることを受けて、心中以外の虐待死事例で分析が可能であった第5次から第15次報告までの587人について、実母がDVを受けた経験について確認をしたというものでございます。その結果「未記入」19人、「不明」298人を除いて、実母がDVを受けた経験ありが51人、経験なしが219人ということでございました。この中で実母がDVを受けている事例と受けてい

ない事例を比較して、その傾向を確認したということでございます。

結果を見ていただきますと、幾つか項目が分かれておりますが、「DVなし」のケースと「DVあり」のケースを比較して、「DVあり」の方が顕著に多いというのはどういう事例だったかということですが、例えば、「②主たる加害者」で見た場合、主たる加害者が「実父」である場合、あるいは「実母の交際相手」である場合に「DVあり」が多い。あるいは、「③養育者の世帯の状況」を見ると、「内縁関係」の場合に多い。「④家庭の経済状況」で見ると所得が低いケースが多い。「⑤家庭の地域社会との接触状況」で言うと「乏しい」あるいは「ほとんど無い」といった場合に多い。それから、⑦、⑧ですが、実母の年齢が若い、もしくは10代での妊娠・出産経験があるという場合に、実母がDVを受けている事例が多いということが分かっております。最後「⑩養育者（実父）の心理的・精神的問題等」が、いずれの場合も「あり」の場合に「DVあり」が多いことが分かっております。

そこで、次のページですけれども、この分析を踏まえた考察ということでございます。有識者の委員の提言ということでございますが、まず1番目、全体の結果について都道府県による調査により把握した内容を見ると、実母がDVを受けている経験が「不明」である事例が半数以上を占めています。対象とした事例は0日での死亡など詳細な状況を把握することが難しい事例も含まれておりますけれども、虐待に対応した機関がDVの情報を十分に把握できていない可能性も考えられます。

このことから、今回の結果については、DVを受けているかどうか全て把握できていない可能性もあるが、その経験の有無について判明している事例を比較すると「DVあり」の事例について以下のことが言えるだろうと、理解しています。

10代の妊娠・出産の経験がある実母が多く、未婚の一人親や内縁関係といった子育てへの支援が必要と考えられる家庭が多い。地域社会や親族との接触が乏しい傾向にある。主たる加害者は、実父母を除くと実母の交際相手が多い。それから、児童相談所や市区町村の関わりがある割合、確認された虐待の期間が6か月以上の割合は「DVなし」の事例よりも多い。そして、実母の高い依存性、実父や実父母以外の虐待者の衝動性等のコントロール不全が見られるということでもあります。DVのある家庭では、加害者により被害者が社会や親族から孤立させられてしまうことがある。実母がDVを受けている事例では、DVに加え、実母自身の社会経験の少なさ、パートナーとの関係性等が相まって安定した家族関係を築くことに難しさを抱え、家族が社会や親族から孤立していった、あるいは孤立させられていった場合に、子供虐待が深刻な結果になる場合が多いのではないかと考えられる等となっております。全ては時間の関係で省略いたしますけれども、そういった考察がされているところです。

7ページにつきましては、地方公共団体への提言、8ページは国への提言、9ページは全体を通じたリスクとして留意すべきポイントがまとめられておりますので、御覧いただきたいと思っております。

最後は駆け足になりましたが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

○小西会長 ありがとうございます。

多岐にわたるところなのですけれども、質疑応答に移りたいと思います。時間は3省庁プラス最高裁判所まとめて60分程度を考えております。御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 御説明ありがとうございます。

法務省と厚生労働省の母子家庭等自立支援室に質問させていただきたいと思います。最高裁判所からの御説明で、保護命令について、まず認容率には変化がなく、保護命令の発令が減っているのは申立てが減っているからだという御説明があったと思います。そうであるとする、なぜ申立てが減っているのだろうかということについてどうお考えになるのかということをお伺いしたいと思います。

考えられることとしては、DVそのものが減っているということであれば一番良いのですが、内閣府からはDVの相談は増えているという御説明があり、警察庁の御説明でもDVについての相談は増えている状況がある。3年ごとに内閣府が行っていらっしゃる「男女間における暴力に関する調査」でも、平成26年度以降からは生涯経験率の他に過去1年間の経験率も聞いていらっしゃる。そうすると、ストックとフローと両方の経験率を把握している。そこでも別にDVが減っているとはどうも考えにくい中で保護命令の申立てが減っているということは、どういう理由と認識していらっしゃるかということが1点目です。

2点目は、退去命令のことについて、相手方の権利を大きく制約するということがあるのでという御説明だったのですけれども、被害者側の権利についてはどうお考えになるのかということ。例えば不動産などについても共有財産である場合も昨今は増えていきます。そうすると、共有財産であるにも関わらず、被害を受け、かつ被害を受けた側が逃げなければならなくて、自分が持っている財産を使えない。これは大きな制約なのではないかと思うのですけれども、その点についてどうお考えになるのかということについて、法務省にはお伺いしたいと思います。

厚生労働省なのですけれども、民間団体から公的な支援の在り方について要望や批判など、沢山出ていることは承知していらっしゃるかと思います。その中の一つが、全国的に取扱いが共通でないのではないかと聞いた声を聞くのです。一方、虐待に関しては共通のアセスメントシートが開発されており、また、一時保護についても共通のものをつくられていると思います。DVについての支援ですとか、アセスメントですとか、保護についても、国においてこのような共通の基準なり、シートなり、ツールなりを開発されるというお考えはないのだろうかということについてお聞きしたいと思います。

○小西会長 それでは、さっきの御質問の順番だと最高裁判所からですか。法務省、最高裁判所、両方にお聞きになりますか。

○納米委員 法務省にお聞きしたいのです。最高裁判所の御説明だと、減っているのは申立てが減っているからだということだったので。

○小西会長 では、法務省にまずは伺って、その後に厚生労働省でお願いいたします。

○福田参事官 法務省の民事局、福田でございます。

1点目ですけれども、申立てが減っているというのは先ほど最高裁判所から御説明があったとおりで、法務省としてもそのように認識をしております。ただ、申立てが減っている理由につきまして、残念ながら法務省民事局ではその分析は行えていないのが現状でございます。ですから、この点を正確に申し上げることはできませんけれども、私の考えとしましては、これは保護命令制度以外の、先ほど警察の対応もありましたけれども、様々な幅広い施策が行われることによって、そこで救われているものがあるのではないかと、このように認識をしているところでございます。

2点目ですけれども、退去命令につきまして、被害者側の、暴力を受けた側の権利というものはどうなのかという御指摘をいただきました。これは、確かに、おっしゃるとおり、御指摘は十分考慮しなければいけない事柄だろうとは思っております。ただ、保護命令制度のそもそもの趣旨というものは、なるべく早く、一時的に被害者を暴力を振るった加害者から引き離すというところに大きな目的があるものと私は考えてございます。ですから、退去命令やその他の命令が出ても、実体法上の権利関係に変動が起きるということでは決してございません。ですから、その実体法上の権利関係でしっかりと保護すべき利益を守っていくということであれば、それは一旦取りあえず保護命令という制度を使って離れた状態に置いた後、別途の方策で対応していただくということなのではないだろうかと考えているところでございます。

以上です。

○小西会長 厚生労働省、お願いいたします。

○上井室長 厚生労働省でございます。

婦人保護の一時保護の基準ですけれども、今も婦人相談所ガイドラインといったものはございますが、非常に大まかなこと、基本的なことを書いているものですから、事細かに全国の自治体で同じような一時保護が行われるような、基準はできておりません。先ほど申し上げましたけれども、今、婦人保護事業の全体としての見直しを行っておりますので、まずはそちらの見直しを行っていきまして、その中で課題の一つとしてこれから取り組んでまいることになるのではないかと考えております。

○小西会長 納米委員、どうぞ。

○納米委員 法務省の御回答に対してなのですが、そうしますと、幅広い施策が進んだので、それで保護命令に代替されているのではないかというお考えだと思ったのですが、それは果たしてそうなのだろうか、もしかしたら保護命令があまり使い勝手が良くないからなのではないかというのが私の感触です。そのような御意見だとすると、もっと幅広い施策が進んでいけば保護命令の重要性は相対的にどんどん低下していくという言説になっていくのかなということで、そのことについても疑問を感じます。

また、被害者側の権利については、実体法上の別途の方策によってということなのですが、別途の方策と言いますと、例えば、どんな方策なのでしょう。

○小西会長 法務省、お願いいたします。

○福田参事官 法務省の福田でございます。

別途の方策というのは、それは行き着くところ、最終手段としては裁判手続まで行かなければならないこともあるのかなとは思っておりますけれども、先ほど申し上げたように、保護命令制度とは別の枠組みで考えなくてはいけない問題なのではないかと思っております。いきなり裁判を起こすというのはあまり通常ではございませんので、代理人を立てる等してまずは話合いで、というところから始まるのかもしれませんが、それは適宜の対応が考えられるのではないかと思います。

○小西会長 よろしいですか。

では、他の方にも伺ってみたいと思います。

井田委員、どうぞ。

○井田委員 警察庁の方に3つほどお伺いしたいと思います。いずれも、DV防止法の保護命令制度との比較という観点からの質問です。

1つ目は、頂いた資料の3ページのところに、ストーカー行為等規制法に基づく警告及び禁止命令の数が出ていますのですけれども、恐らくこういう公式の警告という形で数に表れてくる前の段階で、相談を受けて、場合によっては加害者に対して注意を与えて、駄目だぞという事実上の警告を与えて、それで問題が収束する例もかなりあるのではないかと想像するのです。果たしてそういう、法のいう警告にまで至らないような形で解決されるケースがかなりあるのか、量的に何件ということは難しいと思うのですけれども、相当数あるのかどうかについて、お教えいただけますと幸いです。

2つ目として、先ほど出た問題とも関連するのですが、平成28年の一部改正法、29年に施行された改正法以後、緊急禁止命令が使えるようになった、加害者側の聴聞を後回しにできるようになったということなのですから、これによって具体的に何日間ぐらい時間を節約できるようになったのか。これも教えていただきたいと思っております。

3つ目は今のことに関係するのですけれども、最高裁判所の側からDV防止法の平均審理期間は2週間弱、12.7日ですか、そういうデータが示されました。簡単に比較できないと思っておりますけれども、この日数を御覧になったときに、長いか短いか、どのようにお感じになるか、比較の上での御教示をいただければと思います。

以上です。

○鈴木室長 御質問ありがとうございます。

1点目の前の段階で事実上の注意等はあるのか、量はどのぐらいかというお尋ねでございます。説明が不足していたところもあったかもしれませんが、今日御報告申し上げました3ページの警告というのは、ストーカー規制法第4条に基づく警告に限定した数字でございます。もちろん警察官が色々と活動するときには現場措置することもございますし、そのときに説諭したりとか、注意したりとか、警告をすることがございます。なかなか一つひとつの峻別は難しいのですが、いわゆる警察が警告と呼んでいるその他の類いとしたしましては、警察法に基づく警告、警察官職務執行法に基づく警告等があります。事実上それによって事前に止めているというところも相当数ございます。ただ、なかなかその辺の全体的な数値はないのですが、現場の感覚といたしましても、そこで相当数止めている

というのは間違いないかと思えます。それも相まって、さらにストーカー規制法に基づく警告をした方が良くと判断するときは、これは書面により通知しますので、その場合、ストーカー規制法に基づく警告を行うこともあります。

2つ目の緊急禁止命令の日数がどの程度節約できるかというお尋ねでございますが、これは当方にもデータはないのですが、イメージといたしましては、事案を警察が認知をして、また被害者の方から命令の申立てをいただいて、聴聞の通知をいたします。聴聞の通知は数日から1週間ぐらい空けるのが通常でございます。その聴聞の結果、事務手続があって発出となるので、聴聞通知後、少なくとも2週間ぐらいは掛かってしまうかと思えます。もちろん県警のそのときの状況とか、相手方の聴聞に応じるときのタイミングによって大分その辺りは変わることはあります。

なお、緊急の命令を行うときは、最初に発出はしてしまうのですが、条文によりまして、第5条の第3項になりますけれども、禁止命令等をした日から起算して15日以内に意見の聴取を相手方にしなければならぬとなっておりますので、それで事後的な手続を担保している状況でございます。

○小西会長 井田委員、どうでしょうか。よろしいですか。

では、その他にございますか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 まず、警察庁と法務省、最高裁判所には、ジェンダー統計の点からお聞きしたいのですが、被害者の性別、男性、女性というのは分かるのですが、かつ暴力事案は男性被害者が増えてきたということは分かるのですが、加害者の情報というのはセムセックス、同性ですね。同性同士の事案はどれぐらい含まれるのか、もし統計があればなのですか、それが警察庁への御質問です。

法務省、最高裁判所、こちらは資料では男女比が出ていないので、命令が出たのは男性が多いのか、女性が多いのか、その傾向はどうなっているかということと、これは数年前に私は委員でありまして質問したときに、同性、セムセックスですか。平成二十何年でしたか、改正以降、同性同士で保護命令が出たケースも存在しているというところまでお聞きはしたのですが、その数が増えているのか減っているのかというものは把握できますでしょうかというのが法務省、最高裁判所への質問です。

厚生労働省への質問なのですが、これも昔から何度も出ていたのですが、なぜ携帯、スマホが使えないのかというところで、いつも回答は一緒で、ここに書かれているようにGPS等で被害者の位置が把握できないよという回答を毎回受け取っているのですが、でも、20年前とは違って、今、携帯、スマホは必需品、生活、仕事、学習上の必需品でもありますし、さらに、ネットワーク、友達関係を作るための必需品になりますので、比較考量という点からいっても、それを使えないということは一体どこでどういう形で決まっているのかをお聞きしたいのです。売春防止法とは関係なくなってきたとは言われていますけれども、前回も私は発言させていただいたのですが、いわゆる住み込み可の飲食を伴った接客業や風俗業に特に若い女性は流れがちだというのも、一時保

護所というのは全てを失わないと保護してもらえないというところから来ているのかと私は判断しているのですが、その点はいかがでしょうか。

最後に、一時保護を出た後にどうなっているかという情報は、私が欲しいというよりも、実際に被害を受けていて一時保護所に入った方が良いのかと悩んでいる人にとってはすごく大切な情報だと思うのですが、一時保護を出た後にどうなったかという調査とか、そういう把握はあるのでしょうか。

長いのですが、すみません。

○小西会長 それでは、3か所それぞれにでしたので、警察庁、法務省、厚生労働省の順番でお話いただければと思います。

○鈴木室長 お尋ねありがとうございます。同じ事案で同性同士の加害者、被害者の関係がどの程度あるのかということでございますが、統計を持っていない状況でございます。と言いますのは、例えば、それぞれ、加害者は男の人ですか、被害者は男の人ですかということで全国統計を取っているのです、同じ事案での性別は分からないということでございます。その点は御理解いただければと思います。

○山田委員 では、まだ取っていないということですね。

○鈴木室長 はい。

○山田委員 了解です。

○福田参事官 法務省でございます。

法務省としては統計数字を持ち合わせておりませんので、最高裁判所からお答えをいただければと思います。

○渡邊課長 最高裁判所でございます。

確認ですが、一般的に被害者が男性の場合、女性の場合というところについて、御質問いただいたという理解でよろしいですか。

○山田委員 それと、割合と傾向です。

○渡邊課長 平成18年から昨年の令和元年までの合計しか手元にはないのですが、男性が被害者ということで申し立てたDVの事案につきましては約1.5%となっております。ですから、残りの約98.5%については女性が被害者となっているということでございます。男性・男性、女性・女性というパターンにつきましては、私の手元の数字の正確性に若干疑義がありますので、細かい数値を申し上げることは差し控えさせていただきますが、いずれも1桁ではありますが、存在しています。

○山田委員 毎年1桁ですか。

○渡邊課長 ゼロの年もかなりありますが、時々あります。

○山田委員 1桁以下ということですね。

○渡邊課長 これまでの累計で見ても1桁となっているということでございます。私の手持ちの数字がきちんと裏取りまでできておりませんので、正確かどうか分からず、この程度のお答えしかできず申し訳ありません。

○山田委員 ありがとうございます。

○上井室長 御質問ありがとうございます。厚生労働省でございます。

まず、携帯、スマホが一律禁止といったことですが、昨年度、携帯電話等の通信機器の使用制限については、調査研究事業を行い、実態調査をいたしました。御質問いただいたとおり、特に一時保護所についてはストーカー被害やDVといったことがあるものですから、安全を重視することなのかもしれませんけれども、ほとんど禁止に、持って入ったとしても事務所で保管するなどの実態があることが分かっております。

おっしゃるとおり、特に就労支援、就業や自立にあたって、自分の連絡先としてのスマホであったり携帯であったりがないと自立に当たって非常に困りますし、特に若年女性の場合、スマホが使えないような場所であったらそこは行きたくない、といったアンケート結果も出ております。一律で制限するというのはどうか、といったことは考えております。研究事業の中で通信事業の関係者や婦人保護事業の関係者にも入っていただき、研究をしていただきまして、どういった条件をつけたら、どういったケースであれば携帯電話等の通信機器を使うことができるのか、という観点で、ガイドラインをまとめていただくようにいたしております。まだまとめ切ってはおりませんが、ガイドラインや、基本方針につきましては、近日中にまとめて厚生労働省から出させていただくように進めているところでございます。

○山田委員 禁止というのは都道府県で決まっているのでしょうか。事業所ごとに決まっているのでしょうか。

○上井室長 都道府県というよりは婦人相談所といいますか、保護所ですかね。

○山田委員 事業所ごとですね。

○上井室長 そちらの入所に当たっての取決めといいますか、そういった注意事項みたいな中で取り決まっていることが大概だと思います。特に、自治体として禁止しているといったことではないと思います。

一時保護所から出た後の状況ですが、平成30年度中の退所者についてデータがございまして、この年は、3,954人の退所があったのですが、一番多いのが「帰宅」で16.4%です。続きまして、実家等に戻る「帰郷」ですが、こちらが15.3%です。「帰宅」、「帰郷」にならない、「自立」が13.6%です。その次が「施設入所」ですが、施設の中には母子生活支援施設に入所するのが一番多くて12.9%、婦人保護施設でしたら10.1%といった結果になっております。

○山田委員 結構ばらばらということですね。了解です。

○小西会長 よろしいですか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 厚生労働省にお聞きしたいと思います。資料の7ページで「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめということで、こういうまとめが非常に具体的に資料あるいは課題として整理されてきたことはすごく感謝するというか、良かったと評価いたします。ただ、問題は、婦人保護事業の根拠法である売春防止法ですが、ここにも書いてありますように、この枠組みには限界がある。このことは私がこの委

員になって今期でもう10年になるのですが、今の小西会長から辻村前会長を含めて10年間、毎年これに対して、婦人保護事業、一時保護事業として、被害者支援として、売春防止法はおかしいのではないか、変えるべきだという意見は出続けてきたと思っているのです。それでやっとこのように整理されてきたと思うのですけれども、この中で第4の「今後の対応について」なのですが、「新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って」という形で、検討に早く取り組まなくてはいけないというのですが、これはどういう見通しでどういう検討を、どのようにやろうとしているか。特に第3の(1)から(7)までありますけれども、「新たな枠組みの必要性」などという売春防止法を変えて新たな制度設計をしていくというのは、今、どういう具体的な計画を立てておられるのか。質問としてはそれが一つ。

もう一つは、意見を言わせていただきたい。10年は長過ぎました。ですから、3年も長いと思いますけれども、せめて3年以内に制度設計をきちんと確立するとか、目途を立てていただきたい。これが意見です。

以上です。

○小西会長 お願いいたします。

○上井室長 御質問ありがとうございます。

10年以上にわたるテーマということで、非常にお叱りを受けまして恐縮でございます。ようやく昨年からこういった国の検討会の中で中間まとめができたのですけれども、今後は法律改正といった動きが必要になってまいりますので、婦人保護事業等の関連議員の方で検討していただかなければいけないものですから、例えば、与党の中にPTやワーキングチームなどがございますので、そちらの先生方と、現在、昨年から中間まとめの内容について御報告申し上げまして、その上で今後どのような形で法制化に向けていくかといった御相談をさせていただいているところです。基本的には、この中間まとめで書かれているものをたたき台にして、どのようなところが可能であるか、そういったことを相談させていただいている、現在はそのような状況になってございます。

○小西会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 この第3の婦人保護事業の見直し、今後の対応というのは、当面与党議員との検討ということが確定している状況だということでしょうか。

○上井室長 私ども、それぞれ与党の調査会やPTに呼ばれておまして、その中で、今は中間まとめの内容について御報告申し上げ、御理解いただき、法案化に向けて具体的な作業を進めていただけるようお願いしている、そのような段階でございます。ですから、基本はこの中間まとめをたたき台にして議論していただきたいと思いますと考えております。

○阿部委員 分かりました。ただ、一つ意見としては、厚生労働省も長い間、それから、かなり幅広い範囲で色々な問題に取り組んでおられると思いますので、これについては、より積極的に厚生労働省からも提案なりたたき台をぜひ出していただきたいと希望します。

○小西会長 ありがとうございます。

先ほど名前を出していただいたので、簡単に言いますと、本当に前辻村会長もこの枠組

みでの婦人相談員というのを、呼称も含めてそれで良いのかどうかとおっしゃっていましたし、私もずっとそう思っているのですが、あまりにも変わらないので質問するのが嫌になってしまうのですね。さっきの山田委員の御意見なども似たところがあるのですけれども、この検討会ができたことは本当によろよう一歩だというのは、多分かなりの者がそのように評価していると思うのですが、本当にここで止まらないで進んでいただけたらと、そのように思っております。すみません。付け加えました。

他にはいかがでしょうか。

オンラインの先生方、どうですか。今回は大丈夫ですか。

おそらく、いつもは時間が全然足りないのですけれども、今日議論が低調になっていることの一つの要因は、何も変わらないのではないかという失望感があったりすると思うのです。今日は今後のDVの対策についてお話を伺うというところでありましたが、例えば、保護命令などについても現状維持、しかも減っていることについてあまり危機感が見られないというようなところに、皆様方も少しがっかりしているところがあるのかなと正直思うのですが、今日の段階で何かするというのもこれはできない状態ではありますが、少なくともそうだったら御意見を交互に言っていただくことが必要かと思えます。質疑応答ではなくもう少し離れた意見交換でも結構ですけれども、そういう形で御意見があれば承りたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○種部委員 会場の音声は籠もっていてほとんど聞き取れなかったもので、もしかすると質問が答えになっていることと全部重なっていたりするかもしれないのですけれども、少し意見を述べさせていただきます。

先ほど説明していただいた中で、アセスメントについて、虐待とDVの関連について具体的にどうしたらその隙間が埋まるかということで色々取り組まれている様子が資料等からは分かってきました。児童相談所でDVに関する認識が本当に低いことに、現場ではとても困っています。DV被害者支援に関わっている人であればどう考えても暴力を受けていると判断できるようなケースであっても、児童相談所で子供の側面から見ていた人にはなかなか気づいてもらえないこともあります。先ほど虐待死の事例もありましたが、よく見るとそのお母さんも子供のときに、要保護児童対策地域協議会に引っかかっているような状況で、世代間連鎖を止められず若年妊娠をし、その子供の虐待死に至って再度認識されることもあります。2つ前の世代から実は引っかかっていたのに見過ごされていた。そういうものがあまりに現場で多過ぎると思います。

そして、非常に短いスパンで妊娠・出産を繰り返しています。私がこの分野に関わってから30年ですけれども、2世代目はもう見ている状態であります。よく見ると1つ前の世代も既に接点があったということが本当に悔しくてならない。アセスメントの方法としてツールを作ったりということなのですが、おそらく児童相談所でこの分野に関わっている方たちが、とてもではないけれどもDVの被害を見抜けていません。研修を受けるとか、人事交流をするとか、根本的な解決に全くなっていないのではないかと強く感じます。

ですから、従来の児童相談所という枠組みと婦人相談所の仕組みですね。今回セット対応をとということで、第5次男女共同参画基本計画の中でも要保護児童対策地域協議会の中に婦人保護を担当している人を入れるということを書き込んでいたと思うのですが、書き込んでも現場を変えるのはもっと大がかりなことをやらなくてはいけないのではないかと思いますので、ぜひ専門調査会ですから、そういう視点で大きく枠組みを変える、そういうことを検討していただきたいと思います。

例えば、前回シェルターのことを少しお聞きしたかと思うのです。シェルターや他の地方での取組に、福祉事務所の強化というやり方がありました。お金がなくて困ってやってきた人の中にDVも虐待も入っているということで、福祉事務所の窓口の方のスキルが非常に高いという取組をお聞きしました。名古屋だったか、愛知だったかと思いますが。枠組みとして法律で縦に割っている状態で婦人保護、児童福祉法の範疇かつ貧困対策をそれぞればらばらにやっていると、隙間をどれだけ埋めようとしてもうまくいかなかった。根本的にスキームを変えよとか、もうちょっと発展的に解消して組み直すとか、そのようなビジョンをこの中で出していくことができないのかということ強く思います。

隙間を埋めていってもなかなか遅々として進まないことに対して非常に現場ではもどかしい思いでおりますので、意見を申し上げました。ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

これは御意見として伺って良いですか。それとも厚生労働省から何らかのお返事をいただく感じでしょうか。

○種部委員 もし、コメントがあれば。先ほどアセスメントのところもよく聞こえなかったのですが、これをお使いになって、児童相談所の方がこれを使って動かすということを考えていらっしゃるのかもしれないのですが、それを使ったところで、そこで評価する人、ジャッジする人のスキルで埋められるかどうかというのは非常に疑問があると思っています。もし御意見があればぜひお聞かせください。

○小西会長 では、そういうことで、厚生労働省で何か御意見があればお願いいたします。

○納米委員 今の件に関連するのですが、よろしいですか。

○小西会長 分かりました。では、2つ伺って、それでお答えいただくようにいたします。

○納米委員 これは私から発言するのも変かもしれないのですが、実は、昨年度の厚生労働省がなされた調査研究に関わりました。そして、また、第16次の虐待死の検証にも関わらせていただきました。

まず、昨年度の調査研究は、関わった者の責任として言うのも申し訳ない気もするのですが、詰め切れていないというか、不十分だとは思っています。去年やったことというのは、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター全部にアンケート調査をかけることとアンケート調査の分析、かつ、それを踏まえた上でフローを考えて、アセスメントツールとガイドラインを作るということだったので、この取組が始まったのがもう今くらいだったと思うのです。時間もなかったですし、去年の結果というものが十分だとは思えません。

その上で、この資料4-2のフロー図を見ていただくと、児童相談所側と配偶者暴力相談支援センター側があって、この速やかな実態把握というところに問題があるわけですね。速やかな実態把握をするというときにここで必要とされるのは、スクリーニングだと思います。簡易に判定できるもので、DV側だったら虐待があるかどうかということについてのスクリーニングで、虐待側だったらDVがあるかどうかということについてのスクリーニングを行って、あると分かった場合には、その専門機関に対して照会をする。そこで情報共有がきちんとできる。その上で対応をする専門機関ではきちんとしたアセスメントを行う。そのような流れを整備していけば良いのだと思うのです。現状ではそれができていないということだと思います。

16次、これも関わらせていただいて色々びっくりすることが沢山あったのですけれども、第5次から第15次までの報告書で把握されている虐待死の600近い事例の中で、実母がDVを受けていたかどうか「不明」というものが非常に多かった。現状はこういう状況だということから出発して、改善していかなければならないというスタートには立てているのではないかと考えています。

私が答えてしまってよろしかったのか、ちょっと変なのですけれども、すみません。

○小西会長 そうですね。もし、さらにコメントをいただければ、厚生労働省、お願いいたします。

○山口室長 ありがとうございます。

今、御説明いただいたとおりだと思いますけれども、我々もこの調査研究でもって全て解決したとは全く思っておりませんので、今年度も調査研究を予定しておりますけれども、これを第一歩として、どのように連携を図っていけるかをさらに追い求めていく必要があるのだらうと思っています。

もともと児童相談所に対応した子供について、例えば、子供のリスクアセスメントを行う際に、御家庭の環境がどうなっているかというのは重要な要素の一つですので、そういった意味で子供を、例えば、評価する、リスクアセスメントする際に、DVがあるかどうかといったことは当然調査をする項目には入っているわけですが、仮にそうやって把握した情報がきちんと専門機関につながっているのかどうかという問題があるという御指摘だらうと思っております。そういった意味では、この連携の法改正がございましたことも踏まえまして、配偶者暴力相談支援センターも市町村の要保護児童対策地域協議会に必ず入ってもらうようお願いをすることで昨年8月に通知をしているところでもございますので、そういった情報がきちんと要保護児童対策地域協議会の場で共有されて、専門的な支援につながるということを確保していくことが重要だらうと思っております。

その上で、児童相談所の質というか、そのようなコメントもあったかと思えます。結局色々とお題目を掲げても児童相談所が忙しくてとても手が回らないということであれば絵に描いた餅になってしまいますので、そういった意味で児童相談所の体制強化が非常に大事であらうと思っております。ここは、児童相談所の体制強化ということで、3,200人体制の児童相談所の児童福祉司を2022年までに5,200人にする、2,000人増やすのだということ

で取り組んでおりまして、今のところ1,000人増えています。ですから、2022年までにあと1,000人増やすということで、取りあえず数としては順調に児童相談所の中で児童福祉司が増えてきている、そういう現状にあるわけですが、逆に量が増えるということは、どちらかといえば新人の方が入ってくることになりますので、そういった方たちに対する研修なりを結構頑張ってやらないと、質が低下しているのではないかというような御指摘もいただいていますので、引き続きしっかりと取り組んでいかなければと思っているところです。

○小西会長 ありがとうございます。

そうすると、オンラインの先生方、質問、御意見があった方はいらっしゃいますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

この委員会に近いテーマで加害者を調査研究している検討会があって、それは、私が座長をさせてもらっています。これから年度末報告をまとめていくところです。試行的に加害者プログラムをやっているのと、男性相談の在り方からどう加害者対策につなげられるかを議論しています。もう一つ、厚生労働省で調査研究事業をしまして、保護者支援のプログラムの調査をしているところがあり、そのメンバーでもあります。そうすると、後者も今、最終報告書をまとめていくのですけれども、この2つを重ねていくと虐待とDV問題の加害者対応がクロスするのです。そのクロスするところで色々な効果的なことはできそうなことが見えてきているので、それは両方をクロスさせて、この調査会でもぜひ紹介させていただきたいと思っています。

例えば、交差する課題は面前DVということがテーマになってきて、それは心理的暴力も入ってきて、そうすると、保護命令の内容をどうするかということにも影響します。暴力の定義ですけれども、そういうことになっていったりする。それから、虐待対応の場合は、「保護者支援」という言い方をしているのです。ペアレンティングの課題があるからです。要支援的課題が内包されているという意味です。ですので、保護者支援という言い方の中に面前DVをどうクリアカットにしてそこに切り込んでいくかということは割とシャープに論点が出ていて、父親にはDV対応的な脱暴力の課題の組み合わせが要請されるのです。家族へのケースワークの動きに合わせてDV、虐待がリンクさせられそうな対応策が浮上してきているので、ぜひ、ここは共通に連携していきたいと思うのです。ですから、保護者支援の方の厚生労働省の調査研究事業を書面でも良いのですけれども、ここで紹介させてほしいと思っています。

意見といえば意見ですけれども、質問ではないのですが、そんなことを思って聞きました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それはこちらの事務局で受け止めていただいてということですね。

他にはいかがでしょうか。

お願いします。

○種部委員 保護命令のことに關して見直しをするということについて、5次計画の方でも記載がありましたが、これから保護命令を出せる要件として、身体的暴力に加え精神的暴力と性的暴力の検討がなされると承知しています。DVの性的暴力は私は100%あると思っていますし、1回身体的暴力を振るった後は殴るふりをするだけでも支配できるわけですから、その後、精神的な暴力しかない場合に保護命令を出してほしいということになっても、直接殴られたことはないのだからということを出してもらえないとか、そういうことがあってはいけないと思っています。

2点気になっていることがあります。一つは保護命令の申立てをした後、取下げになっている事例が毎年、何件かあったような気がするのです。たしか、これは私は専門ではないので分かりませんが、弁護士から申立てをしても結局それが成立しなかったときに不利益を被るので取り下げることが多いようなことを聞いていたのですが、そうすると、これは運用上の問題になるかと思うのです。ですから、先ほど保護命令申立て自体が減っているということがあったのですが、何かそれを出すことによって不利益を被るというハードルが運用上あるのではないかという気がしてしまっていて、そこはむしろ法務省の方か、あるいは現場で見ているらっしゃる弁護士にお伺いしたいと思う点であります。

もう一点は、私たち産婦人科医にとってはすごく大きいのが、妊娠して被害を受けて逃げてきた人が、中絶をするときに配偶者の同意を必要とするということ、これも何回も過去に問題として出てまいりました。ただ、これは、例えば、保護命令を出していただいたり、一時保護まで至っていれば、配偶者の同意を得ることが事実上できない状態と判断することができるかと思うのですが、なかなかその相談自体のハードルが高いということと、保護命令自体がなかなか出ないということで、最終的に暴力の加害者が、自分の承諾なく中絶を勝手にしたのではないかということ、医師が損害賠償を受ける可能性があるということ、医師は自ら引いているというところがあるかと思えます。ですから、例えば、精神的な支配下の性的暴力による妊娠の場合で、本人は産まない選択をするというときには、保護命令までは行かなくても、それを配偶者暴力相談支援センターなどで認知した場合には、配偶者の同意を事実上得ることができないという証明のようなものを出すとか、もう1ランク低いレベルで、例えば、ストーカーの警告のようなものでも良いのですけれども、そういう枠組みで保護のランクを見直すことで、保護命令の申請がしやすくなったり、相談しやすくなったりする効果があるのではないかと思います。保護命令の線引きを今後考え直すことはないのかなということ、お考えがあれば法務省にもお伺いしたいです。

○小西会長 それでは、法務省にお伺いしてみます。

○福田参事官 法務省の福田でございます。

2点御質問いただいたものと受け止めております。1点目ですけれども、この保護命令の取下げとの関係で何か却下決定を受けたら不利益を受けるのではないかというような趣旨での御質問かと受け止めました。少なくとも、法的には保護命令の申立てをして、それ

が認められず却下決定を受けたということで何らかのペナルティーですとか、法的な制裁というものが科せられるという枠組みにはもろんなってごさいません。ですから、これはどういった事実上の問題があるのかというところにつきまして、そこまで法務省では承知をしていないところでございます。

2点目ですけれども、妊娠をされた方の中絶の問題において、こういった暴力等がある場合に男性側の承諾なく中絶ができるようにということで、保護命令とそこで何らかリンクが考えられないかという趣旨の御質問かと受け止めました。ここについては、保護命令というものの制度の趣旨として我々が把握していますのは、生命、身体の安全がスタートなのだと思っております。そこをどこまで制度趣旨を広げていくのかといいますか、どこまでの効果を持たせていくのかについては、色々な御意見を踏まえながら検討する必要がありますのだろうとは思っておりますが、現時点で法務省として何らかの考えがあるわけでごさいませんので、お答えするのはなかなか難しいかと思っております。申し訳ございませんが、そこは御容赦いただければと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

今の件に関して、私はむしろ専門家としての井田委員に伺いたいのですけれども、先ほどストーカー規制法とDV防止法の比較ということで聞かれましたが、所轄の官庁が違うために、一方は、警察はかなり自然に教育の効果ですね。警告ということが制度として入ってきているわけですね。それは警察が判断して良いことなのかどうかというのは、この前意見として出ていたと思えますけれども、一方、DV防止法は地裁で行われるわけで、今おっしゃったように全く教育あるいは行動変容をさせるような機能を持っていないわけですね。そのことで何か変えることができるとお考えなのかどうかということと、今日出てきたものは皆法律が古かったり、もう今の私たちが知っている暴力の被害の現状にそれぞれ届いていないことが沢山あるわけですから、こういうものをどう統合していけばいいのか、ということで教えていただけたらと思います。

○井田委員 難しい問題ですすぐにお教えするということはできませんけれども、DV事案であれ、ストーカー事案であれ、犯罪を構成するケースが生じれば、それは警察がすべて対応することになります。鈴木室長がいらっしゃるので、より詳しく御説明いただけるのですが、仮に、DVの問題であっても、警察に行ってこんなことをされたのだと言えどももちろん対応してくれます。その対応の中には、先ほど申し上げましたが、加害者に対する事実上の注意といった働き掛けを含む、硬軟様々なものがあり得るわけです。しかし、地裁に行って事情を説明してもそこで何らかの対応をしてもらえないという制度になってはいいのです。初期対応はまずは警察の役割というのが日本の法制度です。鈴木室長には、少し細かく御教示いただければと思います。

○鈴木室長 警察は犯罪の認知があった場合に適切に対応するという機関でございまして、相談いただいた事案もしくは110番等で連絡いただいて、警察が犯罪と認知すれば、然るべきの内容で立件すべきなのかという検討は迅速に行います。

また、先ほど申し上げたように、警職法や警察法に基づく警告というものは、それは、

それらの法律に基づいてやっておりますので、この事案であってもこのまま放置しておけば、例えば、殺人につながるかもしれないとか、もしくは暴行、傷害に発展するおそれがあるかもしれないという状況が認められれば、その場で警告する等々で事案の制止を行うことは十分にあり得ます。ただ、行政的な観点で専ら行っているものではないというところもまた付言させていただきたいと思います。

○小西会長 ただ、実情として、ストーカーにおける警告のようなことがDVの警察に相談したケースで行われているかという点、私はそうではないのではないかと思います。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 私も現場の実態をつぶさに知っているというわけではないのですが、警察に相談した場合、数日の勾留が行われるけれども、その後はまた釈放されて、かえってお礼参りのようなことで怖がられる方がいるということは耳にしています。

それから、警察庁にお伺いしたいのですけれども、DVの検挙数が増えていますね。これは検挙された場合にはどの程度の刑が科されるのでしょうか。また、刑に服している間に処所した後の再暴力を防ぐような何らかの抑止的なこと、刑自体がそういう目的だとは思いますが、それ以外に、例えば、中村先生がやっていらっしゃるような抑止プログラムのようなことがあったり、そういうことはあるのでしょうか。

○鈴木室長 御質問をありがとうございます。

まず、当事者の人間関係を見て判断するのは非常に大事なことでございまして、これは警察はストーカーの方でもそうなのですが、ここで検挙されてしまうと、もし、ここで警告をしてしまうとかえって人間関係が崩れてその後大変なことになるということを被害者の方からお話いただくことがあります。そこは、非常に警察も悩ましいところです。ただ、そのときの判断としては、もちろん、被害者の方の御意向も大事です。しかし、このままエスカレートしていくと、例えば、殺人や重大な犯罪に発展したのかもしれないというときには、躊躇なく検挙するように警察庁では指導しています。ただ、被害者の御意向も大事なので、そことの関わり合いが非常に重要だと思います。ですから、何でもかんでも事案を認知したから警告をする、もしくは検挙するという方向ではありません。ただ、その辺りの距離感が非常に難しいのは確かでございます。

それから、立件した後の量刑ですね。これは、我々は持ち合わせておりませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

3つ目の処所後についてのお尋ねですが、ここは、事案として悪質な犯罪だということであれば、こういったDVなどの事案に関わらず、ストーカー事案もそうなのですが、性犯罪も一般的にそうなのですが、加害者と事後的に定期的に接触を行うようなこともございます。それは、事案によってケースバイケースで判断しているということでございます。

○小西会長 ありがとうございます。

色々聞いているうちにそれぞれがうまく連携できていない綻びみたいなものがどこにもあることが非常によく分かりまして、何か良い案がないかと思ったところです。他に御

意見はございますか。

可児委員、お願いします。

○可児委員 意見というか、先ほど、保護命令の取下げの話があったので、実情をお伝えしておいた方がよろしいかと思つての発言です。保護命令の申立てをすると、相手方に申立書等の書類を送る前の段階で裁判官と面談をします。その段階で裁判官の様子から発令が難しいのではないかと心証を受けることがあります。そのような場合、一か八かで突っ切って行って最終的に申立てを却下するという決定をもらったとき、理屈としては要件を満たさなかったというだけで別にDVの事実が否定されたわけではないのだけれども、相手から暴力が否定されたのではないかと、といった反論がその後に出てきてしまうことがあります。そうすると、その後の離婚であったり、そういった問題ですごくやりにくくなるため、裁判官の心証というか、様子を見つつ、どうもこれは発令されるのが難しいかと判断したとき、そのまま突っ切るのではなくて取下げという形で、終わらせることが多いです。

私自身も取り下げたケースもありますし、もちろん、却下されたケースもあります。発令されるケースが大半なのですが、発令されなかったケースで却下まで行ったケースは1件だけで、あとは取下げで終えています。ですから、弁護士が関与しているようなケースだと、そういった形で取り下げていることが多いのではないかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 厚生労働省に、これは意見になるかと思うのですが、今、コロナ禍で住宅確保給付金などという賃貸の人たちに対するコロナの影響で減収になった場合には給付措置が色々な申請などで行われているのですが、DV被害者が経済的に困窮して生活保護が適用されるということは大変心強いし、ありがたいことなのですが、よくよく考えてみると、生活保護の制度の中に入っていくというか、どっぷりその中に縛られるという感覚を受ける当事者もいるのです。

例えば、前に種部先生がおっしゃったように、地方で車がなければ動けないのに車を持っては駄目であるとか、まだ離婚が成立していないのに学資保険があるならば学資保険を解約せよ、それは夫との関係で解約できないのに解約しろと迫られる。ただ、この生活保護での制度の中で使えるところを使わせてほしいというのが、例えば、アパート設定などでも、さっき言った住居確保の場合は50万以下の貯金であれば給付が受けられるのです。40～50万の預貯金なり現金を持って逃げてきたというときに、仕事がないとなかなかアパートは貸してもらえない。ただ、生活保護のところで一応生活保護決定をして家賃の補助を決めるとか、初期費用の援助をするとすると、生活保護であればアパートはすごく借りられるのです。こういったある生活保護の持っている機能の有効な部分を被害者がきちんと利用できるようにしていくことができないかどうかということは、ぜひこちらからも提案していきますけれども、厚生労働省でも検討していただきたいと思います。

○小西会長 御意見ということで良いですか。

○阿部委員 意見です。

○小西会長 では、そういう意見があったということで検討していただくということにいたします。

他にいかがでしょうか。

よろしければ、少し早いのですけれども、ここで終わりにさせていただこうかと思いません。

本日、非常に不消化なところもあり、進行がオンラインでうまくいかなかったところもございましたけれども、引き続き検討いただければと思います。

それでは、今後の予定について事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回でございますけれども、年末のお忙しいところを恐縮ですが、12月23日（水）の開催を予定しております。詳細につきましては、後日担当から改めて御連絡をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○小西会長 では、以上をもちまして、第111回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。どうもありがとうございました。